

庁達第10号

庁 中 一 般  
各 事 業 所

堺市職員昇任試験規程（平成9年庁達第7号）の一部を次のように改正する。

令和8年5月21日

堺市長 永 藤 英 機

第2条第2項第2号中「51歳以上」の次に「60歳未満」を加える。

附 則

この庁達は、令和8年6月1日から施行する。